

# 1 はじめに

沿岸域は、「海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域であり、波や潮流の作用により形態が常に変化し、砂浜、磯、藻場、干潟、サンゴ礁等が形成されている。また、多様な生物が生息・生育するほか、水産資源の獲得、海上と陸上との人流・物流の拠点、その機能をいかした臨海工業地帯の形成、レクリエーション活動等に利用され、白砂青松に代表される豊かな景観を有する等、多様な機能を有している。さらに、河川を含む陸域からの土砂供給量の減少等により海岸侵食が生じるなど陸域の影響を顕著に受けるほか、様々な利用が輻輳している区域でもある」（「海洋基本計画」第2部9）。

この沿岸域について、海洋基本法では沿岸域の総合的管理として、「その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう措置を講ずる」「海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする」（第二十五条）としている。

欧米等諸外国における沿岸域の管理は統合沿岸域管理(ICM あるいは ICZM)のもとで行われており、欧米や韓国等の多くの国において統合的なアプローチの導入が行われている。しかしながら、我が国の海域管理は所管省庁別の「部門別沿岸域管理」（「海洋白書 2006」）が行われており、海洋基本法に示されている「沿岸域の総合的管理」は、国の施策としては実現していない。

一方、欧米等諸外国における ICM にも課題が見られる。ICM は概ね沿岸域をゾーニングにより区分して沿岸域の保全管理を行うものであるが、「現在欧米では、“自然と人間を切り離す発想では持続可能な地球は実現できないのではないか”という反省が多く聞かれるようになってきて、SATOUMI 概念を検討しようという動きも始まっている」と「里海創生論」（柳哲雄、2010年11月）に書かれているように、「利用しながら保全する」という自然との共生の立場が考慮されつつある。

我が国における「海域を利用しながら保全する」という開発利用と環境保全との調和は海洋保護区(MPA)の議論でも見られ、「日本型海洋保護区」（八木信行、「日本海洋政策研究会 2009」）と表現されている。このような開発利用と環境保全との調和のとれた総合的な沿岸域の管理は、政府による制度的枠組み等の提供だけでなく、地域特性等に応じた地方における取組みが必要となる。

様々な利用が輻輳している沿岸域における開発利用と環境保全との調和には、総合的な視点が求められ、また、地域毎の社会的条件や自然的条件に依存した取組みをベースとすることから、問題点や問題解決に向けた取組みも地域毎に異なり共有されにくいという課題がある。そのため、これまで地域別に行われてきた問題解決に向けた取組みを収集・分析し、その結果を事例集としてとりまとめ、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者に提供し、情報を共有することは、沿岸域の特性に応じた取組みを進展させるにあたり重要である。東アジア域にて ICM を推進する PEMSEA(東アジア海域環境管理パートナーシップ)において、中国廈門やフィリピンバタンガス湾の 2 つのモデル事業(ベストプラクティス)

の経験をベースとして ICM が拡張されていることを踏まえると、地域における事例集をベストプラクティスとして共有することは、国の施策としての「沿岸域の総合的管理」にも大きく貢献すると考えられる。

以上を踏まえ本調査では、総合的な視点をもって沿岸域の管理を行っている地方公共団体等の事例を選定し、今後の沿岸域管理の取組みに資することを旨として、事例集策定に係る調査を行うものである。具体的には、下図のフローの示すような取組み事例の選定から現地調査・取組み事例の分析に至る内容を、有識者からのフィードバックを受けながら実施するものである。

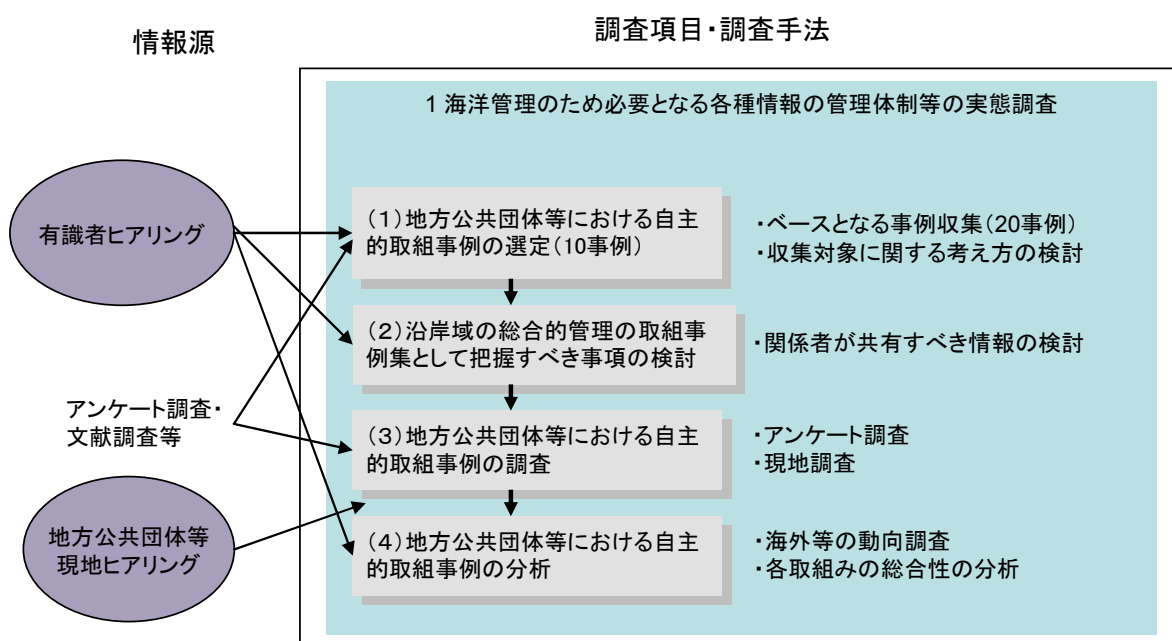


図 1-1 調査の流れ